

北上市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北上市建築基準法施行細則（平成3年北上市規則第185号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた建築物又は工作物の建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に工事監理者等決定届書（様式第1号）により建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）（当該工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次条において同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第13条 <u>法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第48号様式の申請書に前条の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項（<u>法第87条の4又は</u>第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた建築物又は工作物の建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に工事監理者等決定届書（様式第1号）により建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）（当該工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次条において同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第13条 <u>法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第33号様式の申請書に省令第4条の16に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</u></p>

2 [略]

3 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する認定申請書に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 [略]

5 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

6 政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1(い)の項、(ろ)の項及び同条第1項の表2(61)の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第48号様式の申請書に前条の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 [略]

4 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、第2項に規定する認定申請書に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

5 [略]

6 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第2項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

7 政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定を受けようとする者は、第2項に規定する認定申請書に省令第1条の3第1項の表1(い)の項、(ろ)の項及び同条第1項の表2(61)の項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。